

フローチャートで  
確認しよう

# あなたは申告が 必要？ 不要??

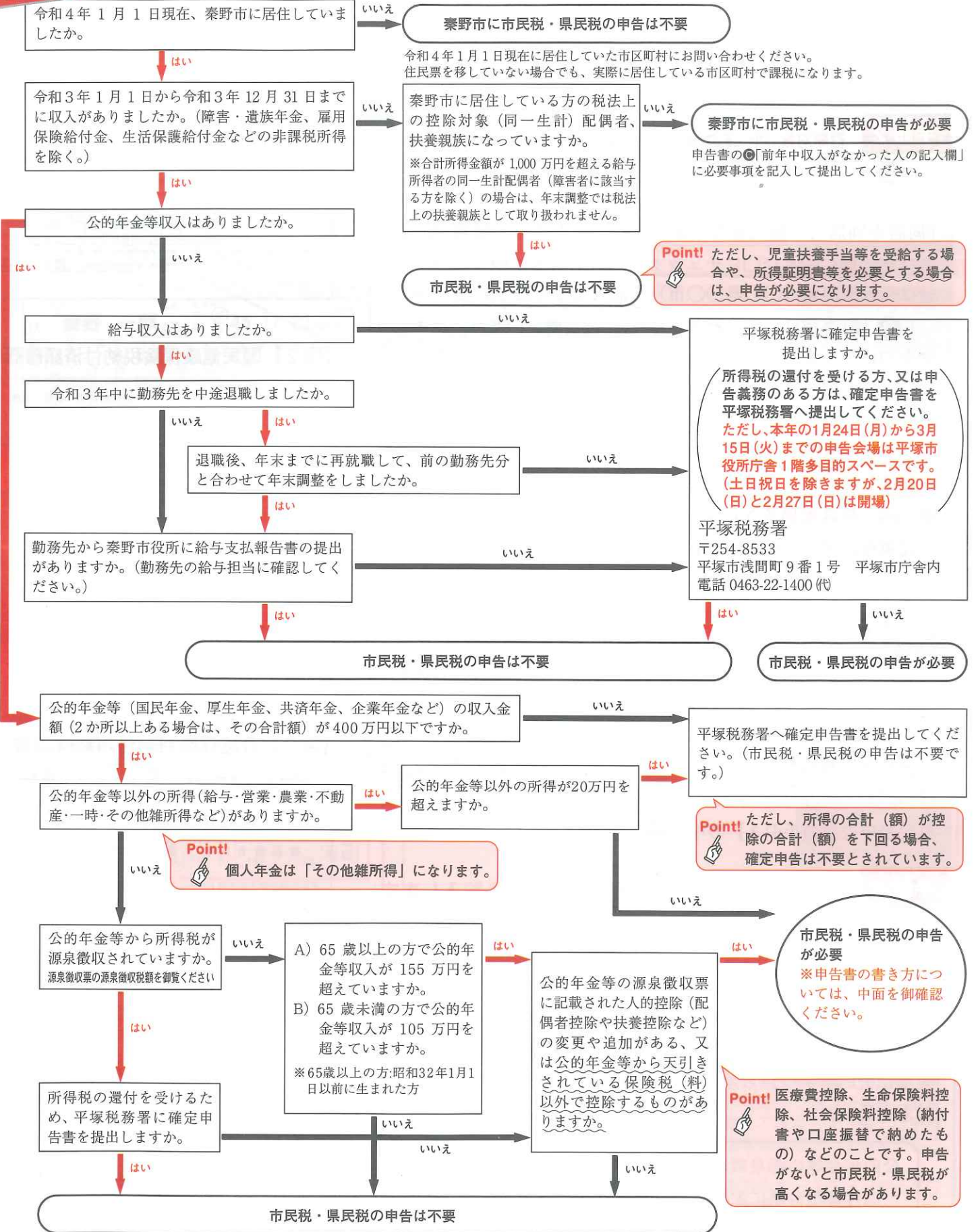
このフローチャートは一般的な事例です。ここに載っている事例が当てはまらない場合もありますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

秦野市  
令和4年度

まずはフローチャートで、市民税・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう。なお、所得税の還付を受ける方、又は申告する義務がある方は、確定申告書を提出してください。その場合、市民税・県民税の申告は不要です。

※市民税・県民税は、世帯ではなく個人に課税されますので、個々に判定が必要になります。

START





令和4年度市民税・県民税申告書の書き方～公的年金等収入のみの場合～

手順1 住所・氏名等を記入します。

赤枠内の「令和4年1月1日の住所」、「現住所」、「電話番号」、「氏名」、「フリガナ」、「生年月日」、「個人番号」を記入してください。なお、本人以外の方が申告する場合には、代理記入者欄に「住所」、「氏名」、「本人との関係」、「電話番号」を記入してください。

手順2 控除対象(同一生計)配偶者・扶養親族、本人該当欄を記入します。

(A欄) 控除対象配偶者・同一生計配偶者・扶養親族がいる場合は、その人の「氏名」、「続柄(配偶者以外の場合)」、「生年月日」、「同居か別居」、「個人番号」を記入してください。障害がある場合は該当欄に○及び□にチェックをし、障害者手帳をお持ちの場合は発行機関名(〇〇県〇〇市)を記入してください。

(B欄) 各項目に該当がある場合は、該当欄に○及び□にチェックをつけてください。なお、障害に関する記載は上記波線部を参照してください。

※ 記入漏れがあると控除の適用ができず、市民税・県民税が高くなる場合があります。源泉徴収票に記載されていても、必ず記入してください。

※ 同一生計配偶者等については、別紙【令和4年度市民税・県民税申告書の手引き】の中間Aに記載されています。

※ 別居の場合は右下H欄に住所を記入してください。

手順3 公的年金等収入金額を記入します。

令和3年中の公的年金等収入【図1参照：源泉徴収票の支払金額欄】を記入してください。複数ある場合は、合計した金額を記入してください。

公的年金等の所得金額については、記入された収入金額をもとに、市民税課で計算します。(計算方法は別紙【令和4年度市民税・県民税申告書の手引き】の中間Dに記載されています。)

手順4 「所得・税額から差し引かれる内容」を記入します。

(E欄) 令和3年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族のために支払った医療費、社会保険料、生命保険料等を記入してください。【図2～図4参照】

ただし、介護保険料などの社会保険料が、配偶者及びその他の親族の公的年金等から差し引かれている場合、その社会保険料は、実際に公的年金等から差し引かれている本人しか申告することができません。

公的年金等の源泉徴収票、各種控除の証明書等は、同封した添付書類台紙に添付してください。

【図1】 公的年金等の源泉徴収票

区分	支払金額	源泉徴収額	支払済額
所得税法第203条の3第1号適用分	2,700,000	0	2,700,000
所得税法第203条の3第2号適用分	0	0	0
所得税法第203条の3第3号適用分	0	0	0
所得税法第203条の3第4号適用分	0	0	0

【図2】 国民健康保険税納付済額確認書

国民健康保険税(料)	普通徴収分	特別徴収分
令和2年度以前分	*****円	*****円
令和3年度分	53,400円	*****円
合計	53,400円	*****円

【図3】 介護保険料納付済額確認書

介護保険料	うち特別徴収分(年金天引き)	うち普通徴収分(納付書・口座)
67,950	67,950	0
後期高齢者医療保険料	うち特別徴収分(年金天引き)	うち普通徴収分(納付書・口座)
144,750	144,750	0

【図4】 生命保険料控除証明書

契約者	被保険者	保険料	控除額
秦野 太郎	秦野 太郎	48,000円	48,000円

手順1 4年度市民税・県民税申告書

令和4年1月1日 秦野市  
 の住所 桜町1丁目3番2号  
 現住所  同上 電話(自宅・携帯) 82-5111  
 代理記入者 住所  同上 氏名 ( ) 本人との関係 ( ) 電話(自宅・携帯) ( )  
 令和4年度の住民税が他の市区町村で課税されている人  課税している市区町村 ( )

手順2

A 控除対象(同一生計)配偶者・扶養親族 (令和3年12月31日時点 詳細は手引き参照)  
 氏名 秦野 花子 生年月日 22-02-02 同居  別居   
 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8  
 障害者  障害者手帳(機関名: ) 判定資料  障害者控除対象者認定書  
 扶養親族 氏名 秦野 一郎(子) 生年月日 45-11-22 同居  別居   
 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
 障害者  障害者手帳(機関名: 神奈川県秦野市) 判定資料  障害者控除対象者認定書

B 本人該当欄 (令和3年12月31日時点)

該当する項目の記入をしてください  
 寡婦  死別  離婚  生不男  未帰還   
 ひとり親   
 障害者  障害者手帳(機関名: ) 判定資料  障害者控除対象者認定書

D 収入があった人の記入欄

あなたの令和3年中(令和3年1月1日～令和3年12月31日)の所得金額	ア 収入金額	イ 必要経費	所得金額(ア-イ)
給与			
※ 営業等			
※ 不動産			
利子			
雑			
公的年金等	2,700,000		
※ その他			

手順3

E 所得・税額から差し引かれる内容

控除項目	控除額	控除後の所得金額
雑損控除		
医療費控除	140,300	120,300
社会保険料控除	198,150	266,100
生命保険料控除	48,000	48,000
地震保険料控除		
寄附金控除		

G 所得税と異なる課税方式の選択(確定申告書提出の方)

上場株式等に係る配当所得等については、住民税の申告書(市民税・県民税申告書及び付表「上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用」)を提出することで、所得税と異なる課税方式(例えば所得税では総合課税を選択し、住民税では申告不要制度を選択)を選択することができます。なお、市民税・県民税申告書及び付表は、秦野市ホームページからダウンロードするか、市民税課に当該用紙の送付を依頼してください。

※図1～図4については、前年度を参考に作成しているため、実際と異なる場合があります。



## 令和4年度市民税・県民税申告書を提出する方へ

この申告は、あなたの市民税・県民税の基礎資料となるばかりでなく、国民健康保険税の算定や児童扶養手当の給付等の資料にもなります。また、申告がないと、所得証明書・課税証明書の発行ができません。

(確定申告書又は給与・公的年金等支払者からの支払報告書の提出がある場合を除く。)

各種控除や所得の内容等については、別紙「令和4年度市民税・県民税申告書の手引き」を御覧ください。

なお、記入例は、中面の「令和4年度市民税・県民税申告書の書き方」を御確認ください。

### ★ この申告書は令和3年度において次のいずれかの要件にあてはまる人に送付しています。

- ① 市民税・県民税申告書を提出している人
  - ② 確定申告書、市民税・県民税申告書、給与や公的年金等支払者からの支払報告書のいずれの提出もなく税法上の扶養親族になっていない人、又は秦野市外に居住する人の税法上の扶養親族になっている人
  - ③ 公的年金等支払報告書のみで課税になっている人
- ※ 上記のいずれかの要件にあてはまる場合でも、年齢等により送付の対象にならない場合があります。

### ★ 申告書の受付・相談日程等は次のとおりです。

期 日	令和4年1月24日(月) から3月15日(火) まで(土・日・祝日を除きます。) ※新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送での提出に御協力ください。		
場 所	秦野市役所東庁舎1階 1A会議室 (昨年度と場所が変更となりました。)	受付時間	午前8時30分～午後5時
必要な物	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 申告書</li><li>・ 個人番号カード(マイナンバーカード)、もしくは個人番号通知カード+運転免許証等 ※「個人番号(マイナンバー)の通知カード」につきましては、氏名、住所等の記載事項について変更がない場合又は記載事項の内容変更手続きがとられている場合に限り有効です。</li><li>・ 収入の証明書(給与収入又は公的年金等収入の場合は源泉徴収票等)</li><li>・ 生命保険料、地震保険料、社会保険料、寄附金控除などを受ける人は、その支払証明書等</li><li>・ 障害者控除を受ける人は、手帳又はその写し(療育手帳等による場合)、高齢介護課発行の障害者控除対象者認定書等(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳については、提示等が不要となりました。)</li><li>・ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知書 ※令和3年度から、領収書原本の添付による申告はできなくなりました。必ず事前に「医療費控除の明細書」を作成のうえ、申告してください。</li><li>※日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類及び送金関係書類(これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)</li><li>※代理人(同居の家族や親族を除く)が申告する場合は、委任状(任意様式)と代理人の運転免許証等の本人確認書類</li></ul>		

※ 郵送で提出する際は、同封の返信用封筒を御利用ください。また、申告内容について連絡する場合がありますので、電話番号を必ず御記入ください。なお、收受印を押印した受付書が必要な方は、住所宛名を記入し、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

※ 申告内容の控えが必要な方は、事前にコピーをしてから提出してください。

### ★ 住宅ローン控除の特例期間の延長等について

住宅ローン控除の控除期間13年の特例について、一定の期間に契約した場合、令和4年末までの入居者が対象となりました。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件が緩和されました。詳細については、市ホームページ等を御覧ください。

### ★ その他、申告についての問い合わせ

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所 市民税課 市民税担当 電話 0463-82-5130 (直通)

Email siminzei@city.hadano.kanagawa.jp